

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、持続的な成長と長期的な企業価値の向上を実現するため、全てのステークホルダーと良好な関係を構築し、満足いただけるようなサービスを提供するべく取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

2021年6月の改訂後のコードに基づき記載しております。

当社は、プライム市場向けのコードを含め、記載された各原則すべてを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4 政策保有株式】

(1) 政策保有に関する方針

当社は、保有株式企業の中長期的な経済合理性や将来見通し、また、取引の状況を踏まえ、当社グループの中長期的な企業価値の向上に資すると判断した場合に株式を政策保有することとしております。

(2) 政策保有株式にかかる検証の内容

毎年、取締役会にて政策保有株式について、中長期的なリスクとリターン等を踏まえた合理性・必要性について検証し、保有の意義と合理性を判断しております。なお、保有を継続する意義が失われていると判断される株式については、減縮の対象とする等、その保有意義を個別に検証しております。

(3) 政策保有株式にかかる議決権行使基準

政策保有株式について、株主としての権利を行使すべく、すべての議案に対して議決権を行使することとし、政策保有先の中長期的な企業価値向上の観点から保有先企業の経営状態を勘案し、議案ごとの賛否を判断いたします。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、当社取締役や主要株主等との取引（関連当事者取引）を行う場合には、当該取引が当社や株主共同の利益を害することのないよう十分に留意し、取引の合理性や取引条件の妥当性を検討しております。

取締役が行う利益相反取引については、法令及び取締役会規程の定めに従い取締役会の決議事項とし、当該取引を行った取締役は、遅滞なく取締役会に報告することとしております。

なお、取締役の関連当事者間取引の有無については、毎年1回取締役への質問票による調査、確認を行っております。

【補充原則2-4-1】

当社は、性別、国籍、中途採用者の別を問わず、管理職への登用を積極的に行っており、第26期(2021年10月1日～2022年9月30日)における女性従業員数は全体の47.0%、管理職全体では8.3%となっております。人事評価においては、人事評価制度に基づいた従業員の役割に応じて能力発揮することが当社の持続的な成長に重要であると考えており、四半期に一度の人事評価を実施しております。

また、労働者の仕事と子育ての両立に関する雇用環境の整備、子育てをしていない労働者も含めた多様な労働条件の整備、女性の職業生活における活躍推進に関する取組み等について目標を立て、その計画期間や目標達成までのステップと実施時期を策定し、当社ホームページにて開示しております。

<https://www.jbr.co.jp/corporate/actionplan/>

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社では、従業員個々のライフプランに応じた資産形成を支援するため、確定拠出年金制度を採用しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 経営理念等や経営戦略、経営計画

企業理念は、当社ホームページに掲載しております。また、経営戦略を含めた中期経営計画につきましても策定し開示をしております。

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

コーポレート・ガバナンスの基本方針を、コーポレート・ガバナンス報告書及び有価証券報告書において開示しております。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

取締役の個人別の報酬等の内容については、取締役会の決議に基づき代表取締役社長にその具体的な決定を一任することとしております。代表取締役社長に一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で取締役の個人別の基本報酬の額を決定いたします。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行き渡るよう、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置し、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件としております。監査等委員である取締役の基本報酬については、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により個人別の報酬額を決定いたします。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の選任を行うにあたっては、経歴、性別を問うことなく、豊富な専門的知識と経験を有し、人格・見識に優れた人物であって取締役としての職務を適切に遂行できることを求めています。また、社外取締役候補者については、上記に加え、独立かつ客観的な立場から、取締役会における意思決定にあたり、公正かつ透明性の高い適切な助言、提言ができることを求めています。監査等委員である取締役については、経歴、性別を問うことなく、人格・見識に優れた人物であって、コーポレート・ガバナンス構築の観点から、監査等委員に求められる資質を有していることと及び候補者のうち少なくとも1名は、財務・会計に関する十分な知見を有していることを求めています。

取締役の解任議案の提出は、一律の指針を設けないものの指名・報酬委員会において公正、透明かつ厳格な審議を行い、その意見を踏まえて取締役会の決議により決定し、株主総会に諮るものとします。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選解任と取締役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

取締役候補者は、取締役会の諮問機関である任意の指名・報酬委員会における審議を踏まえて、取締役会で決定します。監査等委員である取締役候補者は、監査等委員会の同意を得た上で、取締役会で決定します。また、取締役候補者(監査等委員を含む。)の選任・指名を行う際には、株主総会招集通知に個々の選任・指名理由を記載しております。

【原則3-1】

(1)サステナビリティに対する考え方

当社は、「困っていること人を助ける」という経営理念のもと、持続可能な社会の実現に向け、事業そのもので社会課題の解決を目指しております。

当社は、様々な生活トラブルを解決するための商品・サービスを生活者に提供するために、販売ネットワーク(販売パートナー)とサービス提供ネットワーク(施工パートナー)を全国に幅広く展開することで、いわば、“生活トラブルを解決するための社会インフラの構築”と拡充を図っております。こうした事業構造から、当社の日々の事業活動、そして将来の事業成長そのものが、サステナビリティ、すなわち、持続可能な社会の実現に対して貢献できるものと考えております。

(2)人的資本に対する取組み

最も重要な経営資源である人材について、「働きがい」を高めていくことを視点とした取組みを行っています。従業員のワークライフバランスの追求や教育・研修の充実に加え、当社と共に事業を展開する施工パートナーとの共通価値の追求など、幅広い人材価値の創造に努めて参ります。

(3)TCFDの枠組みに基づく開示

2022年5月取締役会においてサステナビリティ委員会の設置を決議するとともに、TCFDへの賛同を表明いたしました。同委員会においてサステナビリティへの方針や体制について具体的な検討を行い、取締役決議のもと、当社ホームページ(<https://www.jbr.co.jp/corporate/sdgs/>)にてサステナビリティ基本方針及びサステナビリティ推進体制を開示しております。

【補充原則4-1-1】

当社は、法令及び定款に定められた事項並びに当社グループにおける経営上重要な事項について、取締役会規程及び取締役会付議基準に基づき、企業の持続可能な成長と企業価値の向上のため、業務執行の監督を行うとともに、重要な事項につき、意思決定を行っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独立社外取締役候補者の選任にあたっては、会社法や金融商品取引所が定める基準を満たす人物を選任しております。

【補充原則4-10-1】

当社は、取締役の指名及び報酬等に係る評価・決定プロセスの透明性及び客観性を担保するため、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、独立社外取締役を委員長とし、取締役会にて選任された取締役3名以上で構成するとともに、委員の過半数を独立社外取締役としております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス・多様性及び規模に関する考え方】

当社取締役会は、創業より経営に携わってきた経営者を始め、他社での経営経験を有する者及び財務・会計・法務に深い知識を有する社外取締役を含め多様な見識・経験を有する取締役により構成されております。なお、当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に必要な取締役会全体のスキルを特定したスキル・マトリックスを株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4-11-2】

当社は、取締役の他の上場会社の役員兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。

(監査等委員である取締役を除く。)社外取締役3名については、当社グループ各社以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、業務執行取締役全員は当社グループ各社以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、当社取締役の業務に専念できる体制となっております。また、監査等委員である取締役1名については、当社グループ各社以外の他の上場会社の役員を兼任しておりますが、その他の監査等委員である取締役は当社グループ各社以外の他の会社の役員は兼任しておらず、当社の監査等委員の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-11-3】

当社では、取締役会の評価に関する規程に基づき、取締役会の実効性評価を行っております。

全取締役に対し質問票を送付し、評点及び意見・提案のコメントを記載する形式で実施をし、分析・評価結果につきましては、当社ホームページに開示しております。

【補充原則4-14-2】

当社の全ての取締役に対するトレーニングは、各々重要な統治機関の一翼を担う者として期待される役割及び責務を適切に果たすべく必要な知識を習得するために、積極的に適宜外部の研修等を受講する方針としております。これらの費用については、社内規定に基づき会社に請求できることとなっております。また、当社は、外部講師を招いて時事のテーマや当社の喫緊の課題に関する研修を実施するなど取締役に対するトレーニングの機会を提供しております。

【原則5-1 株主等との建設的な対話に関する方針】

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するために、株主との積極的な対話を通じて、その意見を真摯に受け止め、経営に反映させることが重要であると認識しております。そのためにIR担当役員を任命するとともに、IR担当部署を経営企画部とし、株主との対話の場を積極的に設けていることとしております。また、決算説明会を半期に1回開催するとともに、機関投資家と定期的に個別ミーティングを実施し、取材にも積極的に対応しております。個人投資家に対しては、会場開催・Web配信等で説明会を開催することで、当社に対する理解度向上に努めております。更に、経営企画部が取締役会にIR活動報告書を提出し、株主や投資家からの意見を経営に活かすことができるようフィードバックしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
榊原 暢宏	9,564,700	28.60
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,800,500	11.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,425,000	10.24
株式会社シック・ホールディングス	3,007,519	8.99
株式会社UH Partners 2	1,363,100	4.07
光通信株式会社	1,314,900	3.93
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	1,192,200	3.56
伊藤忠商事株式会社	1,018,200	3.04
住友不動産株式会社	1,000,700	2.99
株式会社エスアイエル	791,200	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

- (1) 2022年9月31日現在の株主名簿に基づいて記載をしております。
(2) 上記割合は、自己株式(690,002株)を控除して算出した株式所有割合を表しています。
(3) 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
(4) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 3,800,500株
株式会社日本カストディ銀行(信託口) 3,425,000株

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム、名古屋 プレミア
決算期	9月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

- (1) 親会社におけるグループ経営に対する考え方
当社グループは、「困っている人を助ける」を経営理念として、ビジョンであるWe create the “BesRescue System”の実現を追求し、いつも暮らしに寄り添い、安心できるベストな仕組みやサービスを創ることを推進しております。

当社グループの中長期的な経営戦略は、自社による直接販売や直接サービス提供の拡大を目指すのではなく、パートナーとの連携を活用した「パートナーシップ戦略」による成長を目指しております。会員・保険・保証サービスを中心に、販売パートナーを拡大することで主力である不動産賃貸市場における市場浸透と新たな市場開拓を推進するとともに、施工パートナー網を拡大することで、顧客へ提供するサービスの品質や効率を向上させております。

(2) 上場子会社のガバナンス体制の実効性確保に関する方策

当社は、上場子会社が中長期的に企業価値を向上させ、少数株主や当社を含む全ての株主の共同利益を最大化させることが重要であると認識し、上場子会社の議案について議決権を行使することとします。また、当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保することを目的として「関係会社管理規程」を定め、子会社における重要な意思決定等に関して、当社への事前承認または報告を求めています。但し、上場子会社については独立性及び少数株主保護の観点から、当該事前承認を求めず、当社の開示義務等に影響を与えるものに限定して、報告を求めることとし、当社が上場子会社の意思決定を不当に拘束することがないように配慮しています。

(3) 上場子会社を有する意義

当社は、上場子会社であるジャパンワランティサポート株式会社(以下「JWS」といいます。)を有しています。JWSの上場は、当該子会社の事業成長・提携拡大の要となる社会的信用度を向上させることに加え、採用力の向上による重要な人材の獲得や資金調達力の向上によるシステム投資・DX化を実行することで、更なる対応力の強化を実現し、JWSの成長を加速させることができ、結果として当社及び当社グループの企業価値の向上に貢献するものと考えております。

【ジャパンワランティサポート株式会社】

同社は、住宅設備機器の延長保証事業を家電量販店から新築住宅メーカーまで幅広いマーケットで展開しております。当該事業は、メーカーの保証期間を含めて最長10年間にわたり長期的なサービスを提供しているため、サービスの継続性や更なる成長性を実現するためには、長期間にわたり運営企業の信頼性を担保していくことが重要となります。また、大規模な企業やより多くの企業との提携を進めるためには、迅速な営業対応及びコールセンター対応や、各住宅設備供給事業者に応じたスキーム構築といった対応力も求められます。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
白石 徳生	他の会社の出身者								○			
岩村 豊正	他の会社の出身者											
濱地 昭男	他の会社の出身者											
吉岡 徹郎	他の会社の出身者											
大信田 博之	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)更新

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
白石 徳生		○	白石氏は、株式会社ベネフィット・ワン代表取締役社長であり、当社は従業員に対する福利厚生制度の一環として同社のサービスを利用しており、また、当社の会員事業において同社より業務受託しておりますが、取引額は当社の連結売上高の2%未満であり、当社の主要取引先には該当しないことから、同氏の独立性に影響を及ぼすおそれがないものと判断しております。	複数の企業の取締役を務め、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、選任いたしました。 加えて、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断し、独立役員として指定しております。
岩村 豊正		○	――	公認会計士として複数の企業の社外監査役を兼任し、豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、選任いたしました。 加えて、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断し、独立役員として指定しております。
瀧地 昭男		○	――	長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、企業経営に精通していることから、選任いたしました。 加えて、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断し、独立役員として指定しております。
吉岡 徹郎	○	○	――	静岡県庁の要職を歴任しており、又、他の会社の代表取締役としての豊富な経験や実績、幅広い知識と見識を有していることから、選任いたしました。 加えて、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断し、独立役員として指定しております。
大信田 博之	○	○	――	コンサルタントとして豊富な経験と見識を有していることから、選任いたしました。 加えて、証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断し、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

現在、監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人はありませんが、常勤監査等委員が内部監査室と連携し、効果的な情報収集及び監査を行っております。監査等委員会の要請があった場合には、専任または兼務の使用人を配置するものとし、配置にあたっては、人数等配置の具体的内容に関して監査等委員会の意見を十分考慮するものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門との間で定期的な会合を設け監査を実施しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	3	1	2	0	0	社外取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会は、取締役会が選定した3人以上で構成するものとし、その過半数は、独立社外取締役としております。また、委員長は独立社外取締役から選定することとしております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	5 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社では、証券取引所の定める独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしながら、独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入
---	----------------

該当項目に関する補足説明 更新

2018年2月9日開催の取締役会において、当社グループの役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することを目的として、第三者割当による新株予約権の発行及び時価発行新株予約権信託を導入しております。

新株予約権割当日:2018年2月28日

新株予約権の交付日:新株予約権の行使の条件の成就時から1年が経過した日

ストックオプションの付与対象者 **更新**

社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 **更新**

上記付与対象者は、予め定められた「交付ガイドライン」に従い、当社の企業価値向上に多大な貢献をした者であると評価委員会が認めた場合に、インセンティブの付与を受けることができることとしております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 **更新**

当事業年度における取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬の総額は、42,246千円であります。
また、監査等委員である取締役の報酬総額は、16,122千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2021年12月24日開催の第25回定時株主総会において、年額200,000千円以内(うち社外取締役分は20,000千円以内)と決議しております。なお、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まないものといたします。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2021年12月24日開催の第25回定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。提出日現在において、これらの支給枠に基づく報酬等の支給対象となる役員は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(うち社外取締役3名)、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)であります。

(a)取締役(監査等委員である取締役を除く。)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の基本方針

役員の報酬制度は、コーポレート・ガバナンス上、極めて重要であることから、当社は2022年12月22日開催の取締役会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のように決議しております。

・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は原則として固定報酬及び使用人分給とで構成し、支給いたします。
・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬は、会社の経営成績及び個人の貢献度並びに期待される役割に照らして、毎年見直します。
・取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬の水準については、会社価値の増大へのインセンティブが高められ、又、優秀な人材を確保し得る水準を考慮し、併せて他社水準を考慮しつつ設定いたします。

基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

当社の業務執行取締役の基本報酬は、株主総会決議により定められた上限額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く。)としての職務に対する監督給と業務執行に対する執行給により構成される月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。)

非金銭報酬等は、当社取締役会が当社及び現在及び将来の子会社の業績拡大及び企業価値の増大の観点から必要と判断した場合に、当社グループの役職員等を対象として、役位、職責、在任年数、当社の業績、当社への貢献度等に応じて、譲渡制限付株式やストック・オプション等の報酬を取締役に支給することといたします。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容については取締役会の決議に基づき代表取締役社長にその具体的な決定を一任する。代表取締役社長に一任する権限の内容は、株主総会決議により定められた上限額等の範囲内における取締役の個人別の基本報酬の額、譲渡制限付株式やストック・オプション等の額の決定とする。また、取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、代表取締役社長が上記委任に基づき取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、予め、指名・報酬委員会の答申を得た上で、当該答申の内容を最大限尊重することを上記委任の条件とする。

取締役の一任を受けた代表取締役社長は、指名・報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された報酬割合の範囲内で各取締役の報酬等の内容を決定する。

(b)社外取締役(監査等委員である取締役を除く。)

当社の社外取締役の基本報酬は、取締役としての職務に対する監督給とし、月例の固定報酬として他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役への報告窓口は、主に管理部長が担っており、重要案件の報告、重要な取締役会付議議案の事前説明等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- (1)当社取締役会は、経営意思決定の機動性と監督機能の強化を重視し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名(うち、社外取締役3名)、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役2名)で構成され、原則毎月1回の定時取締役会以外にも、適宜臨時取締役会を開催し、経営の意思決定を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は1年、監査等委員である取締役の任期は2年であります。
- (2)監査等委員会は、監査等委員である取締役3名で構成され、原則毎月監査等委員会を開催することとし、内部監査室及び会計監査人と緊密に連携し、取締役の職務執行に関わる監査を行っております。なお、監査等の実効性を強化するため、常勤の監査等委員を1名選定しております。
- (3)会計監査人として普賢監査法人を選任し、当該監査法人の会計監査を受けております。
- (4)内部監査室は、内部監査規程に基づき法令及び社内諸規定の遵守状況を監査し、業務上の過誤・不正による不測の事態の発生を防ぐとともに、業務の改善と経営効率の向上等を目的として内部監査を実施しております。
- (5)指名・報酬委員会は、取締役会の諮問機関として、取締役の選解任に関する事項等及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等に関する事項等について審議を行い、取締役会へ答申を行っております。取締役会は、同委員会の答申を受けて、取締役候補者の選任及び取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の決定を行っております。なお、当該委員会は、法令に基づく委員会ではありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は2021年12月24日開催の定時株主総会の決議を経て、監査等委員会設置会社に移行し、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)を選任しております。取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役により取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社の体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、より多くの株主に出席いただけるよう配慮しております。
電磁的方法による議決権の行使	インターネット等を通じた議決権行使が可能となっております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	株式会社ICJの議決権行使プラットフォームへ参加しております。
招集通知(要約)の英文での提供	株式会社ICJの議決権行使プラットフォームを通じて投資家に提供しております。
その他	複数の交通機関によるアクセスが可能な総合駅の近くで株主総会を開催することにより、ご来場の便に配慮しております。また、映像による事業報告等を実施し、わかりやすい説明に努めております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて、IR基本方針について公表しております。 https://www.jbr.co.jp/ir_info/ir_basic_policy/	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	取締役社長含む経営陣による説明会を会場開催やWeb配信で実施しております。また、当社ホームページやSNSにおいて情報の発信を行っております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回決算説明会を実施し、その内容を動画配信するとともに、説明内容の書き起こし記事を日本語・英語で配信しております。また、国内機関投資家の個別訪問・来社・Web面談等に対応しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外機関投資家の個別訪問・来社・Web面談等に対応しております。また、年に数度海外の機関投資家を訪問し、当社の経営状況全般について説明を行っております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにおいて、タイムリーで正確かつ充実した情報開示に努めております。掲載しているIR資料としましては、有価証券報告書・決算短信・決算説明資料・統合報告書等があります。また、英文IRサイトでも英訳した開示資料を掲載し、海外投資家向けの情報開示も行っております。 https://www.jbr.co.jp/en/	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRは経営企画部が所管しております。	
その他	日本語・英語の2ヶ国語による投資家向け情報サイト「Shared Research」、「FISCO」企業調査レポート、株式情報誌、株式優待情報誌等へのIR情報掲載等も行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社「企業行動基準」において、ステークホルダーと取り交わした契約や約束を常に遵守し、全ての企業活動が正常な商習慣と高い倫理観に沿ったものになるように努めること及び全てのステークホルダーに対し誠実に接するとともに、公平・公正な関係を維持し、公平・公正な取引を行うことを明記しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、キッザニアの「職業・社会体験を通じて、子ども達に生きる力を育む」という基本理念に賛同し、キッザニア東京、キッザニア甲子園のオフィシャルスポンサーとして出展しております。他には、子どもの虐待防止活動に取り組む認定NPO法人に法人会員として入会し、寄付による活動支援を行っております。また、名古屋本社内に寄付型自動販売機を設置しており、その売り上げの一部を環境保全団体等に寄付する活動を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ホームページや広報活動を通じて、ステークホルダーに対して幅広く情報提供を行っております。また、IR基本方針において、株主・投資家等の皆さまへの情報提供の基本姿勢、開示情報、開示方法等を定めております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2021年12月24日、会社法第399条の13第1項第1号八に基づき、取締役会において業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)について決議しており、その内容は以下のとおりです。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に従い、会社の業務執行の意思決定を行い、執行役員並びに本部及び部・室(以下「本部等」といいます。)の長から会社の業務執行状況の報告を受け、取締役の職務執行を監視・監督します。

当社の業務執行体制として、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程及び職務権限規程により、各本部等の職務権限を明確にし、指揮命令系統を明らかにするとともに、各本部間の相互牽制を機能させます。

取締役会は、コンプライアンス全体の総責任者に取締役社長を任命し、取締役社長の強いリーダーシップの下、企業行動基準、コンプライアンス・ガイドライン、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムに基づき、取締役、執行役員及び使用人に対し、定期的かつ継続的にコンプライアンス教育・研修を行い、当社経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを取締役、執行役員及び使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社企業活動の礎であることについて、取締役、執行役員及び使用人の理解を促します。又、取締役、執行役員及び使用人がコンプライアンスに違反する行為を行ったと認められる場合には、役員規程、執行役員規程及び就業規則に基づき、当該取締役、執行役員及び使用人に対し、適正な処分を行う等、コンプライアンス体制の構築、整備及び管理にあたります。

取締役会は、これらのコンプライアンスの状況を把握し、改善を図るため、業務執行部門から独立した内部監査室を、取締役社長の直轄機関として設け、内部監査室に内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に内部監査を実施させ、その結果を被監査部門にフィードバックさせるとともに、それを踏まえ、これらの体制を検証します。

監査等委員会は、法令が定める権限を適正に行使するとともに、内部監査室及び会計監査人と連携を行い、監査等委員会規程、監査等委員会監査等基準及び監査計画に基づき、取締役の職務執行及び執行役員の業務執行に関わる監査を行います。

取締役会は、コンプライアンス体制の充実及び強化を推進するため、使用人からコンプライアンス上疑義のある行為について通報相談を受け付ける通報窓口を外部弁護士とし、コンプライアンス違反を未然に防止し、早期発見できるよう、内部通報制度を運営します。係る制度では、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制の基本方針」を決定し、財務報告の信頼性に資する内部統制の確立と適正な運用及び財務報告に関するリスクを適切に管理運営するために、内部統制委員会を設置します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会は、株主総会、取締役会等の重要な会議の意思決定に係る記録や、取締役及び使用人が稟議規程等に基づき決裁を行った重要な文書について、適切に保存するため、文書管理規程を整備します。又、必要に応じて取締役及び会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態で管理を行います。

取締役会は、これらの管理の総責任者に管理本部長を任命します。

監査等委員会は、取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行に係る情報の作成、保存及び管理の状況について、監査を行います。

取締役会は、当社が持つ情報資産の安全性を確保し、当社の経営活動に有効かつ効率的な活用に資するため、情報セキュリティ管理基本規程を定めるとともに、取締役会は、情報セキュリティ管理の最高責任者に管理本部長を任命し、情報資産の適正な管理を行います。

取締役会は、取締役社長を通じて、これらの情報の保存及び管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理体制の礎として、リスク管理規程を定め、同規程に基づきリスク管理委員会を設置するとともに、取締役会は、当社のリスク管理の総責任者に取締役社長を任命し、全社に関わる横断的リスクの総括的な管理を行います。

各本部等における本部長は、リスク管理責任者として、それぞれが各本部等に整備するリスク管理体制の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで適切な対策を実施するとともに、係るリスク管理状況を監督し、定期的に見直します。

重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、リスク管理委員会は取締役会に対し、ただちに報告するとともに、取締役会は遅滞なく対策本部を設置し、損害の拡大又は発生を防止する措置を講じます。

当社、子会社及び関連会社で構成される当社グループ各社（以下「グループ各社」といいます。）はそれぞれに関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく当社リスク管理委員会に報告をします。

取締役会は、取締役社長を通じて、これらの損失の危険の管理に関する状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえ、これらの体制を検証します。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定機能及び監視・監督機能の強化を図り、その業務執行責任を明確化します。

取締役の職務執行を効率的に行うため、取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、適宜臨時に開催します。

取締役の職務執行並びに執行役員及び使用人の業務執行については、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程及び職務権限規程を定めその責任の所在及び執行手続を明確にし、取締役、執行役員及び使用人は重要性に応じた意思決定を行います。

取締役会は、当社経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、取締役社長、執行役員及び本部長は、その達成に向けて職務を執行又は業務を執行し、取締役会において、その実績を報告します。

取締役会は、取締役の職務の効率性に関する総責任者に取締役社長を任命し、年度経営計画に基づいた各本部等の目標に対し、業務執行が効率的に行われるように監視・監督を行います。

取締役会は、取締役社長を通じて、これらの業務運営状況を把握し、改善を図るため、内部監査室に内部監査を実施させ、その報告を踏まえこれらの体制を検証します。

(e) 次に掲げる体制その他の当社及びそのグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

(イ) 取締役会は、関係会社管理の総責任者に取締役社長を任命します。

(ロ) 当社から主要なグループ各社に取締役を派遣します。

(ハ) 子会社に取締役、執行役員及び使用人を派遣する場合には、派遣先の子会社における職責を明確にするとともに、子会社内及び当社と子会社との間において必要な報告・決裁が確実になされるような体制を構築します。

(二) 子会社において、当社取締役会の承認を必要とする事項については、随時、当社の経営企画部を通じて報告を受けます。

子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(イ) 子会社のリスク管理体制の礎として、子会社の取締役会をして、子会社のリスク管理の責任者に子会社の取締役を任命させ、子会社の業務全般に関わる横断的リスクの総括的な管理を行わせます。

(ロ) 子会社におけるリスク管理の責任者たる取締役に、各本部等の長たる責任者の協力の下、担当業務の内容を整理し、内在するリスクを把握、分析及び評価したうえで、適切な対策を実施させるとともに、係るリスク管理状況を監督させ、定期的に見直しをさせます。

(ハ) 重大性、緊急性若しくは不測の事態が発生、又はそのおそれがある場合には、子会社のリスク管理の責任者たる取締役に、子会社の取締役社長をして遅滞なく取締役会を招集及び開催させ、損害の拡大又は発生を防止する体制を整えとともに、遅滞なく当社に報告させます。

(二) 前(ハ)にかかわらず、子会社の取締役は、業務執行に関わるリスクを発見した場合には、遅滞なく子会社の取締役に報告を行い、派遣取締役等を通じて当社に報告するものとします。

子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(イ) 子会社の取締役の職務執行を効率的に行うため、子会社の取締役会を原則毎月1回定時に開催させるほか、適宜臨時に開催させます。

(ロ) 子会社の取締役の職務執行については、子会社において、稟議規程、取締役会付議基準、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程を定めさせその責任の所在及び執行手続を明確にさせます。

(ハ) 子会社の取締役に、当社グループ経営理念に基づき、将来の事業環境を見据えながら、子会社の中期経営計画及び年度経営計画を

策定させ、子会社の業務執行取締役には、その達成に向けて職務を執行し、子会社の取締役会において、その実績を報告させるとともに、年1回子会社の取締役社長をして、当社の取締役会において、その実績を報告させます。

(二)子会社の取締役会には、取締役の職務の効率性に関する総責任者に子会社の業務執行取締役を任命させ、子会社の年度経営計画に基づいた各所管部署の目標に対し、職務執行が効率的に行われるように監督を行わせます。

子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(イ)子会社の取締役社長が当社グループ経営理念の精神及びその意味するところの意識付けを子会社の使用人に徹底することにより、コンプライアンスが当社及び子会社の企業活動の礎であることについて、子会社の使用人の理解を促進します。

(ロ)子会社の業務執行体制として、子会社の稟議規程、組織規程、職務権限規程及び業務分掌規程により各所管部署の職務権限を明確にさせ指揮命令系統を明らかにするとともに所管部署間の相互牽制を機能させます。

(ハ)子会社のコンプライアンス体制の充実、強化を推進するため、子会社には、当社の内部通報制度運用規程を準用させます。係る規程に基づき、子会社においても、匿名での通報を認めるとともに、通報者に対して不利益な取扱いをしないことを保証します。

(ニ)子会社には、子会社の業務分掌規程に基づき、適正な業務執行を徹底させるとともに、問題が発生した場合には、子会社の就業規則に基づき、適正な処分を行わせます。

(ホ)当社内部監査室が内部監査規程及び内部監査計画に基づき、定期的に子会社の業務執行状況の監査を行い、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに、当社の取締役社長及び取締役会に報告します。

その他の当社及びグループ各社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(イ)当社の関係会社管理規程において、子会社における重要事項を当社の取締役会の付議事項とする旨を定め、該当事項については、経営企画部長を通じて当社の取締役会に報告させます。

(ロ)グループ各社の経営管理及び内部統制の推進を行うため、当社の各本部長は、所管する業務において、グループ各社への経営指導及び業務支援を行います。

(ハ)グループ各社は、当社との連携及び情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計、自社の企業風土その他会社の固有性等を踏まえ、自立的に内部統制システムを整備することを基本とします。

(ニ)主要なグループ各社については、当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び執行役員等を監査役に就任させ、又は当該グループ各社の取締役及び監査役と連携し、当該グループ各社の業務の適正を確保する体制を整備します。

(ホ)主要なグループ各社に対して、当社内部監査室が定期的に内部監査を実施します。

(ヘ)当社経営企画部長は、グループ管理体制の強化及びグループ各社における問題把握と調整を行います。

(f)監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人を必要に応じて置きます。その際の人員数、資格等は、監査等委員会の判断にて決定します。

(g)前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人に対する指揮命令権限は、監査等委員会の監査業務を補助する範囲内において監査等委員会に帰属し、取締役、執行役員及び使用人は指揮命令権限を有しません。

監査等委員会の職務を補助する使用人の任命、解任、人事考課、異動、賃金の改定等については、監査等委員会の同意を得たうえで決定します。

監査等委員会の職務を補助する使用人は、監査等委員会に出席し、監査等委員会より指示された業務の実施内容及び結果につき、報告を行います。

(h)取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制

(イ)取締役、執行役員及び使用人は、監査等委員会が選定した監査等委員の求めに応じて、遅滞なく業務執行状況の報告をします。

(ロ)取締役、執行役員及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある重要な事実を発見した場合、遅滞なく監査等委員会に報告をします。

(ハ)監査等委員会が選定した監査等委員は、取締役会等の重要会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとします。そのため、取締役、執行役員及び使用人は、あらかじめ重要会議の日程を監査等委員会に遅滞なく連絡し、出席の要請を行います。

子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制

(イ)当社監査等委員会が選定した監査等委員は、当社の監査等委員会監査等基準に基づき、子会社に対して事業の報告を求めます。

(ロ)子会社における他の会社の規程を準用する規程に基づき、子会社では、当社の内部通報制度運用規程を準用し、当社の内部通報制度を採用します。子会社において、当該制度を利用して通報があった場合、係る通報の概要について、子会社から当社の管理本部長を通じて、当社の監査等委員会に対して報告されます。

(i)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、内部通報制度運用規程において、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者に対し、いかなる不利益な取扱いも行ってはならないことを定めます。

当社は、前号の報告をした者が内部通報制度を利用したり、内部通報制度運用規程に基づく調査において真実を述べたことを理由として、前号の報告をした者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講ずるものとします。

前号の報告をした者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った取締役、執行役員及び使用人がいた場合には、前号の報告をした者は、内部通報の窓口である外部弁護士を介して、当社の監査等委員会に対し、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講じよう請求することができ、これを受けた当該監査等委員会は、当該取締役、執行役員及び使用人に対し適切かつ必要な措置を講ずるものとします。

(j)監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員会規程その他の社内規程において、監査等委員は職務の執行について生ずる費用を会社に対し、請求することと定めます。又、当社は、監査等委員からの請求により、監査等委員に対し、係る費用を前払いすることと定めます。

(k)その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は取締役社長と適時会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。

監査等委員会は内部監査室と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査部門に報告を求めます。

監査等委員会は会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。

監査等委員会は原則毎月1回以上開催します。

監査等委員会は、監査の実施にあたり、必要と認める場合には、弁護士、公認会計士、弁理士その他の外部専門家を独自の判断で起用できます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

グループ各社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力排除に関する基本方針」を定め、これを遵守します。

- (1)組織としての対応
当社は、反社会的勢力による不当な要求に対して、代表者以下組織全体で対応します。
- (2)外部専門機関との連携
当社は、平素から反社会的勢力による不当な要求に備え、警察、愛知県企業防衛対策協議会、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士等の外部専門機関との緊密な連携関係を構築します。
- (3)取引を含めた一切の関係遮断
当社は、取引関係を含め、反社会的勢力との一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求を拒絶します。反社会的勢力との関係が発覚した場合は、直ちに取引関係を解消します。
- (4)不当要求時における民事・刑事の法的対応
当社は、反社会的勢力からの不当要求に対して、民事・刑事の両面からあらゆる法的対抗措置を講じます。
- (5)裏取引や資金提供の禁止
当社は、反社会的勢力による不当要求が、当社の事業活動上の不祥事等を理由とする場合であっても、事実を隠蔽するために反社会的勢力と裏取引をしたり、反社会的勢力への資金提供を行ったりしません。
- (6)反社会的勢力排除に関する体制の整備
管理部を対応統括部門として、不当要求などの事案ごとに各部署と連携し対応します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

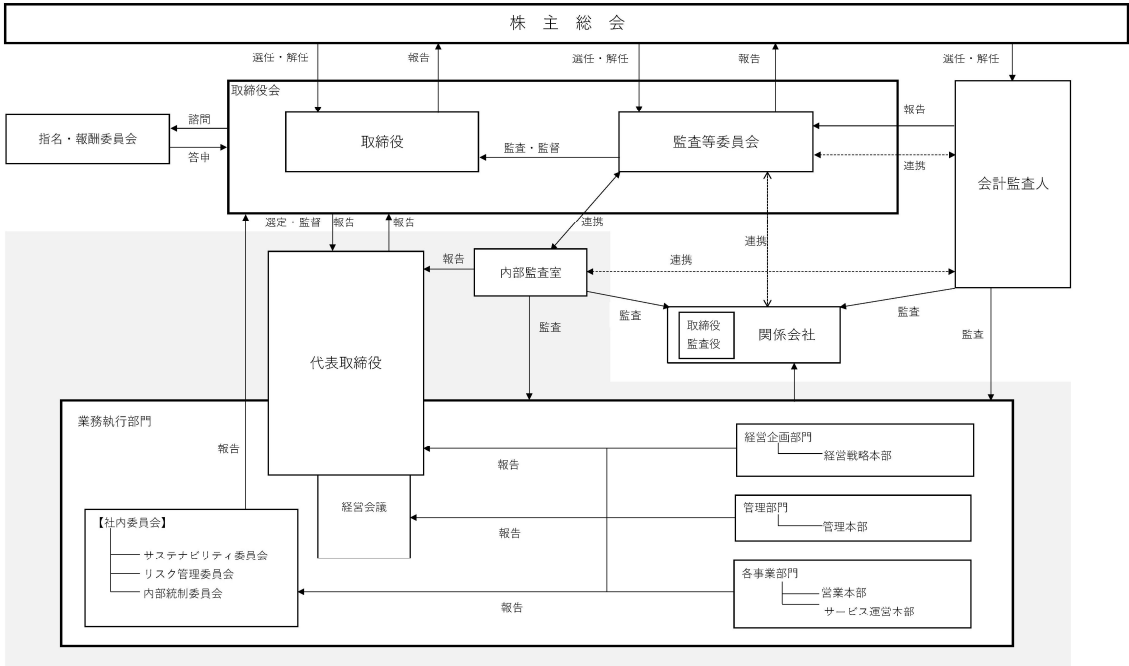
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、企業情報を適切に開示し、経営の透明性確保に努めております。開示責任者である取締役執行役員が、会社情報の適時開示を担当し、IR基本方針に則り公正かつ適時に開示を実施しております。

《内部統制システムを含むコーポレート・ガバナンス体制図（模式図）》



《情報開示体制の概要（模式図）》

